

三重県総合文化センター指定管理者公募要領

平成16年3月23日 三重県

1. 指定管理者制度の導入目的

(1) 三重県の文化行政の方向性

これまでの行政の文化政策は、文化施設を建設し、非日常の時間や空間を提供する事業に重きを置き、事業の運営も文化芸術の「質」を重視したものが中心でした。

そのため、本来生活に身近なところに存在するはずの「文化」が、個人の日常生活とは無縁なところに存在するものだというイメージが広がってしまいました。

そこで、三重県では、県民が日常生活の中で「文化」を身近に感じられる環境づくりを進めていくため、県民がいろいろな人と人間的接触（コミュニケーション）ができる場を創出するとともに、行政としてそのような場を運営（ファシリテート）する機能を高めていくこととしました。

「文化」を通して、県民相互が多くの価値観の存在を認め合い、生きがいを見つけ、幸せや心の豊かさを実感できる社会の構築を目指したこの文化施策を、三重県総合計画「県民しあわせプラン」の中でこれから重点的に実施していきます。

(2) 総合文化拠点ゾーンの構築

「文化」を身近に感じられる環境づくりとして、まずは人間的接触（コミュニケーション）の「量」や「種類」を増やす拠点となる場所や機能を構築することが重要です。

そこで、新たな文化施策の第1歩として、三重県総合文化センターが中心となって、施設運営と事業の両面から人間的接触機会を拡大する活動のサポートを始め、周辺の博物館や美術館など県立文化施設とも連携しながら、津駅西口から三重県総合文化センターにかけてのゾーンを三重県の「総合文化拠点ゾーン（コミュニケーション創造ゾーン）」として確立させていくこととします。

「総合文化拠点ゾーン」は、津周辺だけでなく、ゾーン内で積み上げた成功事例やその過程で蓄積された幅広いノウハウ、人的資源、成果、プロセスを、県内の市町村や住民に対して情報発信していくという重要な役割も持っており、同じような「総合文化拠点ゾーン」機能が、県内各地の公共文化施設を中心に確立されていくよう、県の「文化」事業の中核として先進的役割を果たすこともゾーン構築の主な目的としています。

(3) 総合文化センターの方向性

これからの総合文化センターの運営は、「文化」を通じた人間的接触（コミュニケーション）の豊かな場の創出とその運営（ファシリテート機能）を高めるため、次のような視点で運営していくこととします。

多くの人々が集まる場、参画の場を創出する。（コミュニケーションの量を増やす事業運営）

芸術性が高いアーティストが活動し、それを鑑賞する場を創出する。（コミュニケーションの質を高める事業運営）

施設内だけでなく、地域社会のなかで様々な活動（^{注1}コミュニティアートと^{注2}アウトリーチ活動）を提供する機能を高める。（コミュニケーションの種類を増やす事業運営）

注1：文化芸術を手段として地域社会に積極的に働きかける活動

注2：施設がその機能を活かし、施設外での活動を通じてより多くの人々にサービスを提供する活動

(4) 総合文化センターへの指定管理者制度の導入

平成 15 年 6 月の地方自治法改正（同年 9 月施行）により、「公の施設」の管理について、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を目指す、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度と異なり、議会の議決を経て指定管理者となることで、利用許可の権限など大幅な施設管理の権限を有することができ、事業者の創意工夫が大きく活かせる制度です。

三重県では、この指定管理者制度が、「文化」が身近に感じられる環境づくりを進めるための「総合文化拠点ゾーン」の構築には、非常に有効な制度であると考え、三重県総合文化センターが新たな方向性に向かって着実に進めるよう、本年 10 月より同センターに指定管理者制度を導入することとし、その管理運営についての自由な提案を広く募集することとしました。

2. 公募の概要

三重県総合文化センター条例の規定により下記のとおり実施します。

(1) 施設概要

名 称 三重県総合文化センター（平成 6 年 10 月開館）
住 所 三重県津市一身田上津部田 1 2 3 4
敷地面積 62,224 m²
延床面積 46,305 m²（文化会館棟 29,415 m²、生涯学習棟 11,763 m²、
男女共同参画棟 5,127 m²）

これまでの運営体制、事業実績や現状については、別紙概要資料及び三重県総合文化センターホームページ（<http://www3.center-mie.or.jp/center/sougou.html>）を参照してください。

(2) 指定期間（予定）

平成 16 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで（2 年 6 ヶ月）

(3) 指定管理者の募集方法

事業計画書を公募により募集し、その内容を審査して指定管理者の候補者を選定します。

(4) 協定の締結

指定管理者の候補者選定後、候補者と細目について協議し、その後仮協定を締結します。正式な協定は、議会の議決を経て、候補者が指定管理者として指定された後に締結します。

(5) 問い合わせ先及び提案書類提出先

〒514-8570

三重県津市広明町 1 3

三重県生活部文化振興室

（3 月中は「さん」プロジェクトグループ）

電 話 059-224-2637

FAX 059-224-2408

e-mail: bunka@pref.mie.jp

3. 指定管理者が行う業務の範囲（三重県総合文化センター条例第 4 条に規定する業務）

(1) 事業に関する業務

三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の事業

（三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県男女共同参画センター、三重県総合文化

センター共通の各事業)

(2) 施設等の運営に関する業務

センターの施設及び設備、備品の利用許可等に関する業務

センターの利用料金の設定及び収受等に関する業務

(3) 施設等の管理に関する業務

センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(4) その他の業務

三重県及び三重県教育委員会との連絡調整及び事業報告

4. 三重県が支払う委託料

三重県が支払う委託料は次の予算額を上限とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額いたしませんので、事業計画及び収支計画立案の際はご注意ください。

平成 16 年度 (16.10.1~17.3.31)	4 4 1 , 5 7 3 千円	
平成 17 年度 (17.4.1~18.3.31)	8 6 3 , 5 4 2 千円	
平成 18 年度 (18.4.1~19.3.31)	8 6 3 , 9 1 0 千円	合計 2 , 1 6 9 , 0 2 5 千円

5. 指定管理者公募に関する事項

(1) スケジュール

公募要領の配付

配付日時：平成 16 年 3 月 23 日 (火) から 4 月 5 日 (月) までの平日

午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時の間は除く)

配付場所：生活部文化振興室 (3 月中は生活部「さん」プロジェクトグループ)

現地説明会

開催日時：平成 16 年 4 月 6 日 (火) 午前 10 時から

集合場所：三重県総合文化センター大会議室

申込方法：法人名 (法人でない者は代表者名) 及び参加希望者名 (各団体 3 名まで) を明記の上、郵送又は F A X、電子メールのいずれかで、上記問い合わせ先へ 4 月 5 日 (月) までにお申し込み下さい。

なお、提案書類の提出を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

公募に関する質問

受付期間：平成 16 年 4 月 7 日 (水) 午前 9 時から 4 月 9 日 (金) 午後 5 時まで

送付方法：郵送又は F A X、電子メールのいずれかで、上記問い合わせ先まで期間内に送付してください。(様式は自由)

回答日 : 平成 16 年 4 月 13 日 (火)

回答方法：質問者及び現場説明会参加者全員に電子メール又は F A X にて回答します。

また、同時に三重県ホームページ (生活部文化振興室からのお知らせ) にも掲示します。(<http://www.pref.mie.jp/BUNKA/oshirase.asp>)

提案書類の受付

受付期間：平成 16 年 4 月 14 日 (水) 午前 9 時から 4 月 27 日 (火) 午後 5 時まで

提出方法：上記提出先まで郵送又は持参してください。なお、持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時までとします。郵送の場合は 27 日（火）午後 5 時受領必着とします。

指定管理者選定審査会委員によるヒアリングの開催

開催日時：平成 16 年 4 月 30 日（金）

時間及び実施方法など詳細は、別途提案書類提出者に通知します。

開催場所：三重県総合文化センター 大会議室

選定結果の通知

平成 16 年 5 月中旬頃

ヒアリング結果を元に指定管理者選定審査会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定します。結果は選定審査会終了後速やかに提案書提出者全員に結果をお知らせします。その後、候補者と詳細についての協議を開始し、仮協定を締結します。

指定管理者の指定

平成 16 年 6 月下旬頃に議会の議決を経て指定を行います。

指定管理者との協定の締結

平成 16 年 7 月上旬頃に「包括協定」及び平成 16 年度の「年度協定」を締結する予定です。

（２）応募に関する事項

応募資格

法人その他団体（個人での応募はできません。）であって、次の全ての要件を満たす者としてします。

ア）役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

イ）会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。

ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

エ）直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。

オ）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。

応募手続き

応募時には次の提案書類を提出してください。なお応募に際して必要となる費用は全て応募者の負担とします。提案書類は希望があれば指定管理者指定手続き終了後（7 月頃）に返却します。

（ただし、返却費用は応募者の負担となります。）

ア）指定申請書（様式第 1 号） 2 部

イ）事業計画書（様式第 2 号） 2 部

ウ）関係書類 原本 1 部 コピー 1 部

- ・定款・寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
- ・法人登記簿謄本及び印鑑証明書（法人のみ）
- ・法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近 1 年間）
- ・法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ・直近の年度の事業報告書及び収支計算書、貸借対照表
- ・役員名簿及び履歴書、職員配置表
- ・センター運営に活かせる人材及びノウハウに関する資料

・法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

留意事項

申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

ア) 複数の事業計画書を提出した場合

イ) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
もしくは、指定管理者選定審査会委員に個別に接触した場合

ウ) 提案書類に虚偽又は不正があった場合

エ) 提案書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

オ) 提案書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

カ) その他不正な行為があった場合

(3) 審査及び選定に関する事項

提出された提案書類を三重県総合文化センター条例第7条等の規定による下記基準に基づき、指定管理者選定審査会で審査し、候補者を選定します。

県民の平等な利用を確保することができるものであること。

施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三重県総合文化センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

施設管理経費の縮減を図ることができるものであること。

申請者が安定した管理に必要な人員及び財政的基盤があること。

個人情報の保護が図られるものであること。

関係法令を遵守及びセンター利用者の安全を確保しているものであること。

(4) 協定に関する事項

指定管理者選定審査会で選定された者と細部についての協議を行い、適正と認められた場合は、その後指定管理者候補者として仮協定を締結し、議会の議決を経て指定管理者に指定するとともに、指定期間全体の「包括協定」を締結する予定です。なお、協定書の発効は平成16年10月1日です。

ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者が財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況に陥った場合は、協定を締結しないあるいは協定を解除することがあります。

また、毎年度ごとに事業の実施に係る「年度協定」の締結も行います。(毎年4月1日締結予定。16年度は10月1日。)

それぞれの協定内容は次のとおりを予定しています。

包括協定

指定期間(平成16年10月1日から平成19年3月31日)

利用許可に関する事項

指定管理者が、センター利用の許可承認、取り消し等を行うことができます。

利用料金に関する事項

条例の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて、センターの貸館に伴う利用料金を定めることができます。

また利用料金、事業実施時の負担金（入場料等）、その他スペースの利用（自販機等）による収入は直接収入として収受することができます。（平成16年10月1日以降の収受分が対象となります。）

減免の取扱いに関する事項

公益上必要と認められるときは、指定管理者が設定する基準に基づき、利用料金を減額又は免除することができます。

個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、三重県個人情報保護条例の適用を受けますので、センターの管理運営上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。

開館時間・休館日に関する事項

センターの開館時間は午前9時から午後7時まで、各施設の利用時間は次のとおりとします。

施 設	区 分	利用時間
三重県文化会館	ホール リハーサル室 楽屋	午前9時～午後10時
	ギャラリー レセプションルーム 会議室	午前9時～午後9時
	その他の場所	午前9時～午後7時
三重県生涯学習センター	視聴覚室 研修室	午前9時～午後9時
	その他の場所	午前9時～午後5時
三重県男女共同参画センター	多目的ホール 特別会議室 セミナー室 生活工房 和室 茶室 フィットネスルーム	午前9時～午後9時
	その他の場所	午前9時～午後5時

休館日は月曜日（祝日の場合はその翌日）と12月29日から1月3日までとします。

ただし、これらは三重県の承認を得て変更することができます。

指定の取消に関する事項

三重県の指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理運営を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定の取り消しや業務の停止を命じることがあります。

リスク管理、責任分担に関する事項

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、小規模修繕は指定管理者の責任とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

施設に対する火災保険及び包括的な管理責任は県の責任とします。

事業報告に関する事項

毎年度終了後2ヶ月以内に下記の事項を記載した事業報告書を提出していただきます。

ア) 業務実績及び利用状況

イ) 利用料金収入実績

ウ) 経費の収支状況

事業の引継ぎに関する事項

既に利用の申込があった貸館利用や実施が決定している各事業等については、原則として現在の受託事業者から引継ぎしていただきます。

年度協定

当該年度の事業の実施に関する事項

当該年度の事業実施の際に必要な事項について協議の上取り決めます。

委託料の支払いに関する事項

会計年度（４月～３月）ごとに分けて支払います。具体的な支払い時期は協議の上、決定します。なお、支払い方法は口座振込みによることとし、総合文化センターの運営に係る専用の口座に振り込みます。

委託料には、人件費（退職給与引当金含む）、事務費、管理費、負担金、各種事業費のすべてを含むものとし、事故及び自然災害など特別な場合を除き原則として、提案時に示された額の増額変更は認められません。

事業報告に関する事項

三重県との連絡調整の体制や随時の事業報告、立ち入り調査等については、協議の上取り決めます。

リスク管理、責任分担に関する事項

当該年度に必要となる事項について協議の上取り決めます。

６．審査に関する事項

（１）指定管理者選定審査会

指定管理者選定審査会（以下「選定審査会」という。）は、学識経験者及び専門家などの５名の委員で構成します。

（２）審査方法

選定審査会では、応募のあった提案書類について、ヒヤリングを実施したうえで評価し、指定管理者の候補者を審査、選定します。

なお、選定審査会では、必要に応じて、外部の有識者の意見を聞くこともあります。

７．業務の基準

（１）運営方針

センターの運営方針は次のとおりです。センターの運営はこの方針に基づき行っていただきます。

県民が日常生活の中で文化を身近に感じられる環境づくりを目指し、複合施設の特色を活かして、多様なニーズに応じた県民が「使う」文化環境を提供する。

質の高い文化芸術の提供だけでなく、多くの県民や活動主体が参画できるセンターを目指し、県民相互の人的接触（コミュニケーション）の量や種類も増やすことができる環境を提供する。

津駅西口からの総合文化拠点ゾーン（コミュニケーション創造ゾーン）を構築し、そのノウハウを県内へ波及させるサポート機能の確立を目指し、積極的に連携事業やアウトリーチ活動（施設外での活動等）を実施する。

（２）運営の条件

センターの運営に当たっては下記の運営基準を守っていただきます。

県民の平等な利用の確保

施設等の適切な維持管理
センターの効用の最大限発揮
県民サービスの向上
施設管理経費の縮減
個人情報の保護
利用者の意見の反映
関係法令の遵守及びセンター利用者の安全確保
年度ごとの事業計画書及び事業報告書の作成

(3) 各事業の業務の基準

センターの各事業は次のとおり実施することとします。

また、平成 16 年 10 月 1 日以前において、既に利用の申込があった貸館利用や実施が決定している各事業等については、原則として現在の受託事業者から引継ぎしていただきます。

文化会館事業

三重県の文化芸術の振興と県民ニーズに応える幅広いジャンルの芸術性の高い公演の開催及び県民の中から将来の文化を担う人材を育成するため、県民が主体的に参加する文化の人づくり事業などを実施し、多様な文化にふれ親しむ環境づくりを行う。

ア) 芸術性の高い公演の実施

オペラ、バレエ、オーケストラなど、県民が質の高い芸術に直接ふれる機会を提供。

- ・海外公演を年間 3 本程度実施。

イ) 日本の伝統芸能を広く県民に紹介する事業の実施

日本古来から継承される伝統芸能を広く県民に紹介し、日本の伝統芸能に対する県民の理解を深める機会を提供。

- ・歌舞伎、文楽、能、狂言、三曲のいずれかの公演を年間 1 本以上実施

ウ) 本県文化の特性を生かした事業の実施

三重県に関係が深い文化芸術を、様々な角度から県民に紹介し本県文化及び本県から輩出された文化人に対する理解を深める機会を提供。

- ・公演又は展示等を年間 1 本以上実施

エ) 将来の文化を担う人材を育成する環境整備

将来、本県の文化を担う人材を育成するため、文化が身近に感じる環境を整備する事業の実施。(年間 4 本以上。)

- ・青少年、家族を対象とした芸術文化にふれる機会の提供
- ・アマチュア演奏家を養成するための演奏クリニックの開催
- ・県民が気軽に文化芸術にふれ、主体となって活躍する場の設定
- ・企画・創作事業の実施

オ) 広報・PR 活動

- ・情報機関誌「イベントカレンダー」の発行
- ・広告活動(案内板・看板・広告等)の実施
- ・会員制度(シアターメイツ)の運営
- ・各種講演チケット等の販売

カ) 外部意見の聞き取り機会（運営委員会等）の設置（年２回程度）

貸館事業

利用者の利便性の向上と施設の有効活用を通じて、県民へ文化活動の「場の提供」を行う。

ア) ホール、ギャラリー、研修室、会議室等を利用に供する事業

イ) ホール、ギャラリー、研修室、会議室等の管理運営

ウ) 予約の受け付け及び利用者との打合せ、利用料金の収受

生涯学習センター事業

生涯学習施策を進めるための県の拠点施設である生涯学習センターにおいて、多様で充実した学習機会や情報の提供、人材の育成や交流等のための各種事業を実施するとともに、市民参画型・協働型の運営体制を確立し、多様化、高度化した学習ニーズに対応する中核機能を効果的かつ効率的に発揮する。

ア) 生涯学習情報提供事業

- ・生涯学習情報の収集と提供

県内市町村、学校等の生涯学習情報の収集及び、「生涯学習情報提供システム（独自データベース）」による情報提供

- ・「生涯学習情報提供システム」の運営管理

システム（ハード・ソフト両面）の適切な運用管理及びデータの入力を行う。

なお、講師指導者情報、団体グループ情報、施設情報、資格情報については、指定期間中に１回以上の一括更新を行うこと。

- ・生涯学習センターの事業内容を掲載した広報紙の発行（年４回以上。ただし、16年度は２回以上。）
- ・県内の生涯学習情報を掲載した学習情報誌の発行（12ページ以上。年２回以上。ただし、16年度は１回以上。）
- ・生涯学習に関する相談（窓口、電話、FAX、E-mail他）への対応

イ) 生涯学習機会提供事業

生涯学習に関わる多様な個人、団体、学校、企業などの交流を進め、県民の生涯学習機会の増大と気運醸成を目的とした事業を実施します。

- ・「みえ高等教育機関公開セミナー」の開催

講演会の開催（年１回。ただし、16年度は実施済み。）

県内大学１１校、高等専門学校３校と連携した講座の開催（各校１回以上、のべ１４日間以上）

県内市町村と連携した移動講座の開催（年３ヶ所以上）

- ・大学との連携、共催講座の開催（年２５回以上。ただし、16年度は１０回以上。）
- ・「エル・ネットオープンカレッジ」の開催（年２０回以上。ただし、16年度は１０回以上。）
- ・「まなびいすとセミナー」の実施
生涯学習に関する講座、講演、フィールドワーク、体験学習の実施。（月２回以上。）
- ・生涯学習に関する自主事業（講演会等）の実施（年１回以上。）
- ・情報ボランティア（生涯学習センター内で活動するボランティア）による自主事業の実施。

(年9回以上。ただし、16年度は6回以上。)

ウ) 視聴覚ライブラリー管理運営事業

・ライブラリーの運営

県内教育団体への教材の貸出及び貸出教材目録の作成

・まなびい場(視聴覚コーナー)の管理運営

各種社会教育・生涯学習ビデオ等を視聴できる12の視聴覚ブースの運用管理。

・映画会の実施

アニメ映画会と名作映画会を実施(月1回以上)

・教材の選定等

視聴覚教育用の学習教材の選定

エ) その他

・「三重県生涯学習センター運営協議会」の開催

運営協議会設置要綱にしたがい、センターの運営についての協議会を開催(年2回。ただし、16年度は1回。)

・「みえ生涯学習ネットワーク」の運営

生涯学習気運の醸成と機会拡大を目的とした三重県の生涯学習関連機関が集うネットワークを構築する。(インターネット掲示板の管理運営と交流会の実施を含む。)

・社会教育研修支援事業

目的及び対象者

社会教育主事等研修セミナー(大学教授等による講演と市町村教育委員会の事例発表等)の開催。(年2回。ただし、16年度は1回)

男女共同参画センター事業

男女共同参画施策を進めるための県の拠点施設男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報提供、交流、人材育成等のための各種事業を実施するとともに、市民参画型・協働型の運営体制を確立し、中核機能、専門性を効果的かつ効率的に発揮する。

ア) 情報提供・交流事業

・男女共同参画センターホームページの管理(男女共同参画ゼミを含む)

・男女共同参画に関する情報誌『フレンテ』の発行(8頁以上、年4回以上。ただし、16年度は2回以上。)

・男女共同参画センターに関わるメンバーへの情報誌『プチフレンテ』の発行(月1回以上)

・男女共同参画センター情報コーナーの管理・運営(図書等の整備、貸出)

・施設見学とウエルカムセミナー(男女共同参画に関する講演)の実施(年10回以上。ただし、16年度は5回以上。)

イ) 人材育成・支援事業

・フレンテトーク(市町村、企業、団体等の要望に応じ、出向いて行う研修会)の実施

(要望に応じ、年10回程度。ただし、16年度は5回程度。)

ウ) 無料相談事業

・年間を通じ各種相談を実施

- 一般相談
 - 電話相談 休館日を除く毎日（週 30 時間以上。うち夜間開設週 1 回以上）
 - 面接相談 休館日を除く毎日（週 28 時間以上。）
- 弁護士による「法律専門相談」 月 2 回以上
- 女性産婦人科医による「女性のための性とかからだの相談」 月 1 回以上
- 三重県立看護大学助産師による「女性のための健康相談」 月 4 回以上
- 専門相談員による「男性のための相談」 月 1 回以上
- ・ 地域で活動する男性の人材育成を目的とした「男性講座」の開催
- ・ 相談コーディネーターの設置
 - 相談全体の調整、相談員への助言及び、相談事業から抽出した女性問題、男性問題の事業への反映を担当。
 - 相談事業に関しては、県全体の相談体制の見直し等により、基準及び内容が変更となる場合もあります。
- エ）調査研究事業
 - ・ 三重県の近代以降の女性史の作成
 - 有識者等による検討委員会の設置
 - 掲載する候補者のすべての情報収集
- オ）市民参画型運営に向けての取組
 - ・ 企画運営サポーターの養成
 - 男女共同参画センター事業の企画・運営に参画するサポーターの養成。
 - ・ 運営に対する外部意見の聞き取り機会（協議会等）の設置（年 2 回程度）
 - ・ 男女共同参画強調月間事業の実施
 - 国の男女共同参画週間に合わせ、6 月を男女共同参画強調月間として、県民向け啓発事業を実施。企画運営サポーターの実践研修の場とする。
 - ・ 男女共同参画センター登録団体のネットワーク化
- カ）男女共同参画に関する教材開発
 - 三重県が実施する男女共同参画地域エンパワメント支援事業の一環として、調査研究、教材開発を行う。
 - 平成 16 年度：市町村向け講座開催マニュアル
 - 平成 17 年度：若年者向けテキスト
 - 平成 18 年度：スクールセクハラ研修用テキスト
- キ）日本まんなか共和国男女共同参画サミット事業
 - 三重県が実施する日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）の取組の一環である「日本まんなか共和国男女共同参画サミット」を 4 県が持ち回りで開催する。
 - 平成 16 年度主催：三重県
 - 開催日：平成 16 年 10 月 30 日（土）・31 日（日）
 - 平成 17 年度以降の開催方法は、平成 16 年度の 4 県連携会議で決定予定。
- ク）自己尊重・自己主張トレーニング事業
 - 三重県が実施する DV 防止総合推進事業において、DV の未然防止または被害者の早期

発見と支援につなげる事業を実施。(ただし、16年度については年間計画策定済み。)

市町村へのノウハウ移転のため、市町村との共催による地域開催を行う。

・自己尊重トレーニング

男女共同参画センター内2回、地域1回以上。1講座延べ5日間以上。

・自己主張トレーニング

男女共同参画センター内2回、地域1回以上。1講座延べ5日間以上。

アウトリーチ活動推進事業

地域の様々な主体と連携しながら、地域での人間関係の再構築も視野に入れた活動を施設外でも行うことで、普段文化芸術に触れる機会の少ない県民に対しても、総合文化センターの機能をよりアピールしていく事業を実施する。

ア) 県民の新たなニーズを把握するための実験的なアウトリーチ活動を実施(年4テーマ程度)

イ) 県民の文化活動の発表機会と活動主体の出会いの場(展覧会・発表会等)の開催

・「第56回、第57回、第58回県展」(毎年1回)の実施

対象：15歳以上(中学生を除く)の三重県在住者・在勤者・在学者・出身者

部門：日本画、洋画、彫刻、工芸、写真、書等

審査：公開

賞：大賞 1点(各部門の最優秀賞の中から)

最優秀賞(三重県知事) 部門毎に各1点

優秀賞(三重県議会議長) 部門毎に各1点

優秀賞(三重県教育委員長) 部門毎に各1点

三重県市長会長賞 3点

三重県町村会長賞 3点

岡田文化財団賞 部門毎に各1点

中日新聞社賞 部門毎に各1点

すばらしきみえ賞(百五銀行賞) 3点

自然の恵み賞(中部電力賞) 3点 等

・みえ音楽コンクール(毎年1回)の実施

対象：三重県在住者・在勤者・在学者・出身者

部門：声楽、弦楽、ピアノ等

審査：公開

賞：各部門第1位～第3位、奨励賞等

来館者サービス事業

来館者へのサービスとして次の事業を実施する。なお、これらの事業実施に係る光熱水費等は三重県からの委託料に含まれていませんので、指定管理者が各事業収入から支払うこととなります。

ア) レストラン事業

イ) 売店事業(自販機、コピー機設置を含む)

ウ) 公衆電話設置

エ) ATM 設置

センター P R 事業

センターの魅力をアピールするための事業を実施する。

ア) 広報誌の発行 (年 6 回以上。)

イ) 自主事業の実施 (年 1 回以上。)

(4) 施設等の管理基準

下記の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施する。

なお、実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。(業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していること。)

ただし、平成 16 年度分については、10 月以降に実施が必要なものとします。(9 月末までに既に実施済、点検済みのものは除外します。)

舞台関係

舞台操作 (大・中・小ホール)

舞台機構装置、照明・音響設備の操作、道具類、日常保守・管理点検

ホール利用者への舞台、附属施設利用等に関する助言指導、案内

舞台床機構保守管理 (大ホール、中ホール)

年次点検 1 回、6 ヶ月点検 1 回、3 ヶ月点検 (オーケストラピットのみ) 2 回

舞台音響設備等保守点検

大・中・小・多目的ホール 年 2 回

第 1・2 リハーサル室 年 1 回

舞台吊物機構保守管理

大・中・小・多目的ホール 保守点検 年 2 回

第 1・第 2 リハーサル室、レセプションルーム、ワークショップ 保守点検 年 1 回

舞台椅子・ステージ保守点検 保守定期点検 年 1 回

多目的ホール 電動式収納ステージ、電動式椅子付移動観覧席

小ホール 手動昇降舞台、電動式椅子付移動観覧席)

調光装置保守点検

ギャラリー 調光操作卓、調光器盤 保守点検 年 1 回

ホール 保守点検 年 2 回

備品関係

ピアノ類保守点検 年 1 回

グランドハープ、アップライトピアノ、パイプオルガン、チェンバロ 各 1 台

コンサートグランドピアノ (スタンウェイ 4 台 ベーゼルドンファー 1 台 ヤマハ 4 台
カワイ 1 台)

可動パネル等保守管理 保守点検 年 1 回

ギャラリー 展示パネル 20 面

電動キノコ型パネル 1 面

電動昇降パネル 11 面

自動フィルム検査機保守管理 年 1 回

アートワーク保守管理 作品メンテ 清掃・点検・補修（16・18年度隔年実施）

映写機保守点検（17年度隔年実施）

備品保守管理

貸与された県有備品の適正な管理、移動報告の実施、修繕状況の報告

施設関係

施設保守管理

配置に必要な資格保有者は次のとおりとする。

電気主任技術者（第1種、第2種又は第3種） 1名以上

電気工事士（第1種又は第2種） 3名以上

建築物環境衛生管理技術者 1名以上

「足場の組立等」作業主任者技能講習受講済者 1名以上

ア）一般管理業務

イ）電源、空調、給排水等設備の運転監視、点検、小修繕

ウ）空気環境測定（年6回）ばい煙測定（年2回）

エ）水質管理（残留塩素濃度測定 7日ごとに1回）

オ）電気事業法 特高受変電設備及び需要施設 年間点検日に対応

カ）空調用膨張水槽・貯湯槽・受水槽保守点検 年1回

キ）排水槽保守点検 年2回

ク）噴水設備保守点検 保守点検年1回 清掃年2回

ケ）パッケージエアコン保守点検 年2回 72台

コ）ポンプ設備保守点検 年2回 16設備

サ）冷却水処理装置等保守点検

シ）冷却水水質分析・冷却水処理装置点検 月1回

ス）自動塩素滅菌装置保守点検 年3回

セ）誘導灯保守点検 年2回

電気設備等保守点検

ア）自家発電設備保守点検 年2回

イ）交流無停電電源装置（C V C F）保守点検 電算用、中央監視用 年1回

ウ）直流電源装置保守点検 年1回

エ）構内電話交換設備等保守管理 月1回（郵政省技術基準）

オ）需要設備保守点検 年1回

受変電設備保守点検 年1回（電気事業法、電気設備基準）

熱源機械装置保守管理

ガス吸収冷暖房機 点検年6回

A T形ターボ冷凍機 点検年4回

非常放送設備等保守点検 年2回

自動ドア保守管理 定期点検整備 年2回 15ヶ所

シャッター保守管理 点検 年1回

シャッター 152台、防災垂れ幕 44台、自動閉鎖装置 178台、袖扉 38枚

エレベーター・エスカレーター保守管理

建築基準法定期検査 年 1 回 立会い、労働安全衛生法定期検査（油圧エレベーター）

文化振興棟 1～10 号機、生涯学習棟 11～13 号機 定期点検 月 1 回

男女共同参画棟 14～16 号機 随時遠隔監視

S 1～S 4 定期点検 月 1 回

高所作業設備保守管理（労働安全衛生法、ゴンドラ安全規則、クレーン等安全規則）

ゴンドラ 1 台 年 4 回定期点検 月 1 回自主検査

高所作業台 3 台 年 2 回

ホイス ト 1 台 年 1 回（16 年度は実施済み）

メンテナンスラダー 3 台 年 2 回

設備関係

消防用設備保守管理

甲種又は乙種消防設備士と第 1 種又は第 2 種電気工事士 又は 第 1 種及び第 2 種消防設備点検資格者の立会い（消防法施工規則） 操作盤点検：火災報知システム専門技術者

自動火災報知、C R T、ガス漏れ警報、防排煙制御、スプリンクラー（閉鎖・開放）ハロゲン化物消火、屋内外消火栓、放水銃、泡消化の各設備

消防庁告示基準 総合点検 年 1 回 外観・機能点検 年 1 回

消防法施行規則で実施

中央監視制御装置保守管理

中央管制装置のセントラルシステムにかかる保守点検（総合点検年 1 回）

浄化槽保守点検 巡回点検 2 週間に 1 回

水質検査（C O D 自動計測及び 2 ヶ月に 1 回水質汚濁防止法）

汚泥処分（浄化槽法）

庭園植栽管理

敷地（駐車場含む）約 69,300 m² 芝生・立木管理、除草、施肥

駐車場法面除草

第 1～第 4、東、西、南、北駐車場草刈業務

フラワーポット等草花管理

フラワーポット、鉢付植木の交換、植替え

衛生備品管理

トイレ芳香器、マット・モップの交換

清掃業務

延床面積 46,305.8 m²（別紙参照）（駐車場含む）

日常清掃 毎日（休館日除く）

定期清掃（床ワックス、窓ガラス、ブラインド、照明器具、給排気口） 休館日に実施。

ねずみ・害虫駆除 年 2 回（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則）

ごみ処理

警備業務

建物内外、駐車場の 24 時間警備（警備業法上の適格者が実施すること。）

機械警備、巡回、出入管理、車両誘導、交通整理、受付管理、エスカレーター・エレベーター運転管理、防災監視盤による監視、緊急連絡及び処置、警備機器の保守点検
受付案内等業務

センター内来客案内業務（電話交換業務含む）、チケット販売窓口業務、シアターメイツ窓口業務、情報コーナー管理業務

危機管理業務

危機管理体制の構築、マニュアルの作成、避難訓練・職員研修等の実施

その他の業務

目的外使用許可施設の経費支払い

三重県及び三重県教育委員会が目的外使用許可を与えている以下の施設の光熱水費等については、三重県からの委託料に含まれていますので、県に代わり一括して電力会社等に支払いをしていただきます。

- ・ NTT 西日本加入者遠隔多重装置（敷地北西角 光熱水費不要）
- ・ 津市避難所備品資機材保管場所（文化振興棟地下1階 光熱水費不要）
- ・ 放送大学（生涯学習棟4階）
- ・ 日本ボーイスカウト三重連盟（生涯学習棟2階）
- ・ 三重県公民館連絡協議会（生涯学習棟2階）
- ・ 三重県子供会連合会（生涯学習棟2階）
- ・ 三重県 PTA 連合会（生涯学習棟2階）

三重県立図書館施設管理業務の受託

指定管理者は、三重県立図書館の施設管理（清掃、警備等）にかかる委託契約を別途三重県教育委員会と締結していただきます。必要な経費については、別途毎年支払います。

なお、センターの運営と図書館の施設管理を一括して実施することができます。

（参考）15年度図書館施設管理委託料予算額 65,430千円

テレビ共同受信設備の維持管理業務等の受託

指定管理者は、総合文化センターによる電波障害の解消を目的に、三重県が使用許可を受けて津市立三重短期大学構内に設置したテレビ共同受信用アンテナ設備の維持管理業務等を受託していただきます。なお、この業務に要する費用は、三重県からの委託料に含まれています。

（5）事業報告等の基準

事業計画の確定

翌年度以降の詳細な事業計画については、年度ごとに県担当部局と協議し、前年度の10月末までに確定してください。

事業報告書の提出

毎年5月末までに前年度分の事業報告書を作成し、提出してください。

事業進捗状況報告書の提出

各事業の実施状況について、4半期ごとに提出してください。報告内容については、県関係部局と協議の上、決定します。

8. 事業の評価

(1) 利用者の声の把握

利用者の満足度については、アンケート等で毎月把握してください。その結果及び対応策について、月ごとにまとめ、翌月末までに報告していただきます。

(2) 評価項目

毎月の利用者の声の結果及び事業報告書を元に毎年の活動内容を下記項目ごとに評価します。
なお、毎年の評価に際しては、センター利用者の代表や外部の有識者からの評価、意見等を求める場合があります。

顧客満足度	平成 15 年度調査数字をもとに評価します。
利用率	平成 11 年度から 15 年度までの 5 年間の平均をもとに評価します。
収支状況	平成 11 年度から 15 年度までの 5 年間の平均をもとに評価します。
事業効果達成度	～ 及び各事業の成果をもとに総合的に評価します。

(3) 是正勧告

毎月の利用者の声の結果及び毎年の事業報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と認める場合は、県はその都度立入り調査、協議のうえ、指定管理者に対して業務改善勧告、是正勧告等を行います。

なお、是正勧告等によっても改善が見られない場合、及び指定管理者の業務が「 7 . 業務の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すこととなります。

9 . その他

(1) 事業の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

三重県は、指定管理者が三重県総合文化センターの管理をこのまま継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができるものとします。この場合県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとします。

不可抗力等による場合

事業の継続について県と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難だと判断した場合は、県はその指定を取り消すことができるものとします。この場合、次期指定管理者への円滑な引継ぎに協力していただきます。

(2) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

(3) 業務の引継ぎについて

指定期間終了もしくは指定取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。

10 . 添付資料

(1) 総合文化センターパンフレット

(様式第1号)

三重県総合文化センター管理運営業務指定管理者

指定申請書

平成 年 月 日

三重県知事 様

(申請者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

法人にあっては登録代表者印を押印してください。

三重県総合文化センター管理運営業務の指定管理者として指定を受けたいので申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

また、応募資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為等があった場合に、指定管理者の選定対象者から除外されても、何ら異議を申し立てません。

(様式第2号)

事業計画書(体裁自由)

【記載必要事項】

1 センターの運営上の基本方針

公募要領中、「7.業務の基準(1)運営方針」を踏まえ、センターの機能をより効果的に発揮するため、実施事業、施設の管理、経営理念等についての基本方針を示してください。

- (1)総合的な基本方針と達成目標
- (2)文化事業、生涯学習事業、男女共同参画推進事業、貸館業務を行っていく上での基本方針
- (3)管理・運営業務を行っていく上での基本方針
- (4)収入確保、コスト削減、環境負荷低減などの経営方針

2 事業等実施計画

公募要領中、「7.業務の基準(3)各事業の業務の基準」に従って実施する次の事業について、その事業内容を年度ごとに具体的な事業計画として示してください。

なお、貸館事業については、利用者へのサービスの向上が図れる料金体系(減免基準を含む)及び貸館システムを提案するとともに自主事業と貸館のバランスについての考えを示してください。

- (1)文化事業
- (2)貸館事業
- (3)生涯学習事業
- (4)男女共同参画推進事業
- (5)アウトリーチ活動推進事業
- (6)来館者サービス事業
- (7)センターPR事業

3 施設の運営

(1)開館時間・休館日

開館時間・休館日についての基準は条例で定められていますが、必要に応じて柔軟に対応することもできます。開館時間・休館日についての考え方、利用者に対するサービスの向上が図れる運用形態等について示してください。

(2)個人情報の取扱い、リスク管理体制、事業評価体制等

(3)施設の活用

情報コーナーやセンター内の諸施設を活用して県民の文化活動を支援するなど、提供できるサービスについて示してください。

(4)施設の維持管理

施設の保守管理計画及び清掃業務等の維持管理業務で、外部に委託する場合は、それらの業務の内容及び委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方も示してください。

4 運営体制及び組織

(1) 運営組織の構造

センターを運営する組織図を示してください。また、組織図に記載された職員すべての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定など）を明示してください。また、その組織の特色についても説明してください。

(2) 人材の配置

すべての職員について職能ごとに分類し、それぞれの職種ごとに業務内容、必要な職能（資格、技能）を示してください。

また、人材育成方針や職員の研修計画についても示してください。

(3) 収支計画

各年度ごとに収支計画を作成してください。なお、提案される収支計画については経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。

5 その他の提案

上記以外の項目で、三重県総合文化センターの管理運営にあたり、計画している企画等があれば提案してください。